

宗教法人が行った譲渡

Q : 宗教法人が行った絵画の譲渡が消費税の対象になるかどうかで争われた事件があるようですが、どのようになりましたか？

A : 「事業」として行われる資産の譲渡等に該当し、消費税の対象になるとしました。

【解説】

この事件は、宗教法人が事業の用に供する会館を建設するため、自らが所有する絵画を譲渡してこれに充てたが、これに係る消費税を含めず申告したところ、課税庁が絵画の譲渡は消費税の対象になるとして更正処分をしてきたことに対して、その取消しを求めて争われたものです。

請求人は、①絵画の譲渡による収入は、すべて宗教活動資金としていることから宗教活動の一環で行ったものである、②絵画の譲渡は単発の取引で消費税法上の「事業」に該当しないとして、消費税の対象にならないと主張しましたが、審判所は、①宗教法人が宗教の一環として行った資産の譲渡等に消費税を課税しないとする規定がないこと、②宗教法人も法人である以上、そのすべての取引が事業として行われたものに該当することになると解されるとして、宗教法人の請求を棄却しました。

公益法人における消費税の課否判定は、取引の公益性の有無や取引を反復・継続して行ったかどうかは関係ないということがいえるようです。

